

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (勅駐日) (注3)	署 名 者	告示日 番号 (注4)
ツバル	ツバル政府に対する贈与に関する 日本国政府とツバル政府との 間の交換公文	ツバルの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含む ツバルの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係を 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 を贈与すること。	200,000千円 -----	H21.3.12 スバ (フ イジー) で (同日)	日本側 吉澤裕在ツバル大使 (フイジーにて兼轄) ツバル側 フビサイ・イエ レミア首相兼外務・労働 大臣	H21.3.26 149号
ツバル	ツバル政府に対する贈与に関する 日本国政府とツバル政府との 間の交換公文	ツバルの経済社会開発努力推進に寄与するため、両政 府の関係を合意する生産物及び役務を購入するた めの資金を贈与すること。	100,000千円 -----	H21.12.4 スバ (フ イジー) で (同日)	日本側 吉澤裕在ツバル大使 (フイジーにて兼轄) ツバル側 フビサイ・イエ レミア首相兼外務・労働 大臣	H21.12.16 569号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。